

# 酒販通信

発行所 ■ 全国小売酒販組合中央会 〒153-8640 東京都目黒区中目黒2-1-27 Tel.03(3714)0172 Fax.050(3730)1064  
発行人 ■ 全国小売酒販組合中央会代表者 吉田 精孝  
編集・制作 ■ 全国小売酒販組合中央会 Tel.03(3714)0172  
定価 ■ 100円(税込)

令和6年(2024)  
3月25日発行

## 第686号

全国小売酒販組合中央会

令和6年能登半島地震で被災された皆様、並びに関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。



石川県・鳳珠小売酒販組合 七海理事長提供

**避難者多く、組合員の被害の全容把握は困難**  
能登半島には、鳳珠小売酒販組合(輪島市・組合員数133名)、七尾小売酒販組合(七尾市・組合員数130名)があります。中央会では、地震発生直後より、石川県連を通じ当該地域の組合員並びに組合事務所の被害把握に努めています。組合事務所にも被災

**2分程の強い揺れが被害を拡大**  
1月1日16時10分、石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6の地震が発生。最大震度7の非常に激しい揺れが石川県志賀町、輪島市で、震度6強を七尾市、珠洲市、穴水町で、震度6弱を中能登町、能登町、新潟県長岡市で観測されました。強い揺れは2分程続き、建物の倒壊、火災、津波、土砂災害、液状化等の被害があったほか、断水、道路の遮断もあり、復旧には時間がかかる見通しです。石川県によると3月12日の時点での避難者は、約10,000名にのぼります。

**避難生活 今なお続く**

# 能登半島地震 全壊27件

連合会からの報告によると、組合員店舗または自宅の全壊が石川県で26件、富山県で1件、大規模半壊・半壊は石川県で81件、富山県で2件、新潟県で2件、什器・家財・商品の被害は、石川県で484件、富山県で202件、新潟県で196件あったほか、液状化、地盤沈下による被害も複数確認されています。(2面に続く)

**全壊 石川県で26軒、富山県で1軒**

### 本号の主な内容

- 能登半島地震 義援金 ..... 2面
- 全国統一キャンペーン ..... 3面
- 酒類販売管理研修(e-ラーニング) ..... 4面
- 全酒協 ..... 5面
- 全生協 ..... 6面
- 広告 ..... 7面
- 飲酒ガイドライン ..... 8面

### 三団体会長による協議 義援金募集へ

この度の災害で、組合員にも甚大な被害が出ていることを受け、三団体会長(全国小売酒販組合中央会・吉田精孝会長、全国酒販協同組合連合会・中西秀起会長、全国酒販生活協同組合・三橋敏弘会長)にて協議し、義援金の募集を行うことを決定。

1月18日付で各連合会宛てに「石川県能登半島を震源とする地震に対する義援金募集について」を送付しました。

## 三団体会長会議開催

3月8日、三団体会長会議を開催し、連合会からの被害報告をもとに、義援金の分配方法、義援金分配割合等を検討、次の通り決定しました。

### ■義援金の分配方法及び分配割合

各県連より報告された被害の種類ごと(全壊、半壊、事務所の被害等)に点数化し、県ごとの合計点から各連合会への分配割合を決定した。

- ・石川県73.71%(3,881点)
  - ・富山県15.19%(800点)
  - ・新潟県11.09%(584点)
- 3月15日までに、全国より集

まった義援金は、21,879,450円であったことから、三団体会長会議にて決定した分配方法・分配割合に従い、3月末を目途に3県の連合会へ支給されます。

なお、会議等の都合により、3月15日以降に義援金口座入金予定の連合会もありますが、3月15日までの入金と同様の分配方法・分配割合にて対応いたします。義援金の最終的な額、3連合会への支給額は、次号「酒販通信」にて報告いたします。

皆様の温かいご支援、ご協力誠にありがとうございました。

## FOODEX JAPAN2024レポート

第49回国際食品・飲料展

3月5日～8日に東京ビッグサイトにて、アジア最大級の国際食品・飲料展「FOODEX JAPAN2024」が開催され、世界68カ国・地域から2,879社が出展、4日間で76,183人(※FOODEX JAPAN HP公表)が来場しました。



今年は中央会職員が、各ブースをまわり取材してきました。その一部をご紹介します。

### EUブース盛況 ワイン×食品の紹介も

欧州連合(EU)のブースでは「EUの食材が日本の食材と出合うとき」を合言葉に、ワインとのペアリングが楽しめるチーズ、サラミの試飲や試食を実施。また、「EU有機認証マーク」制度と認証を受けた商品の紹介に集まる来場者も多く、国内における〈オーガニック〉や〈有機〉への関心の高さが窺えた。

### 多種多様なノンアルコール

近年のノンアルコール飲料の需要の高まりから、〈ウエルネス〉〈ソーバキュリアス〉などのキーワードが目立ち、ビールテイスト、梅酒テイスト等消費者の様々な嗜好に合わせた「酔わないお酒」が多く出品されていた。

### 「フードロス対策」をキーワードにした仕器も

フードロス対策、サスティナビリティに貢献する商品の紹介が目立った。鮮魚や精肉などの食品を急速冷凍&真空させる技術を酒類にも用い、「新酒の瑞々しさを閉じ込め美味しさをキープ」できる商品の紹介も。

## 3月15日時点の義援金分配額

義援金分配額	
石川県小売酒販組合連合会	¥16,128,043
富山県小売酒販組合連合会	¥3,324,513
新潟県小売酒販組合連合会	¥2,426,894
合計	¥21,879,450

被害の内容(3県合計)	
組合員・職員の負傷	0件
店舗または住居の全壊	13件
店舗または住居の大規模半壊	27件
店舗または住居の半壊	58件
店舗または住居の一部損壊	228件
店舗什器・家財破損	172件
商品破損	487件
組合事務所の被害	8件
その他の被害(液状化、地盤沈下)	9件

3月15日までに報告のあった件数

【組合員の皆様へ】「FAX句報」及び「酒政連だより」のメール配信をご希望の方は所属組合を通して中央会へお申し込み下さい。

# 第15回 20歳未満飲酒防止・飲酒運転撲滅 全国統一キャンペーン



大阪

令和5年度「第15回20歳未満飲酒防止・飲酒運転撲滅全国統一キャンペーン」が全国各地で行われました。コロナ禍で、キャンペーンの開催を見合わせており「4年ぶりに開催できた！」という地区組合、連合会も多くありました。中央会にお送りいただいた写真の一部をご紹介します。（※順不同）



群馬

高校を訪問し、啓発活動を行う組合も



新潟



高知



福岡



茨城



石川



富山



北海道



兵庫

令和6年度キャンペーンの基準日は4月8日（月）となります。

## 酒類販売管理研修(e-ラーニング)の実施に向けて

現在、中央会では、今春～夏の酒類販売管理研修(e-ラーニング) (以下、e-ラーニング研修) の運用開始に向けた準備を行っています。

e-ラーニング研修の検討・実施の背景等については、前号(令和5年12月25日発行「酒販通信第685号」4面)で触れましたが、今号では、受講申込～受講の流れや、酒類販売管理研修の社会的意義、重要性に鑑みたシステム上の様々な工夫について説明します。

### ●必要なもの(環境)は3つ

e-ラーニング研修を受講するにあたって最低限必要なものは、スマートフォン(カメラ付き)、Wi-fi環境、写真付き身分証明書(マイナンバーカードや運転免許証等)の3つです。スマートフォンやタブレットでも受講可能ですが、受講しやすさの観点からパソコン(カメラ付き)での受講を推奨します。

### ●申込～受講まですべてWeb上で完結

e-ラーニング研修を受講しようとする者(以下、受講者)は、中央会ホームページより、受講申込を行います。この際、顔写真付きの身分証とスマートフォンのカメラを使った本人確認を行います。これはeKYC(イーケーワイシー)と呼ばれ、銀行の口座開設などで用いられる本人認証方法

です。(図1-①)

その後受講者は、クレジットカード等により受講料を入金(図1-②)。入金確認後数日中にテキストが発送されます(図1-③)。受講料入金後、受講者へ送付されるメールより受講者はマイページへログインし(図1-④)、研修受講が可能となります。

e-ラーニング研修は、10単元から構成され、10個の動画の視聴と、いくつかの確認テストを交互に実施することで進んでいきます(図1-⑤)。すべての動画視聴、確認テストを終えると、受講者はマイページより受講証(PDF)をダウンロードすることができ、質問等があれば、マイページ上の質問フォームより質問が可能です(図1-⑥、⑦)。

### ●受講中の態度確認と習熟度の確認

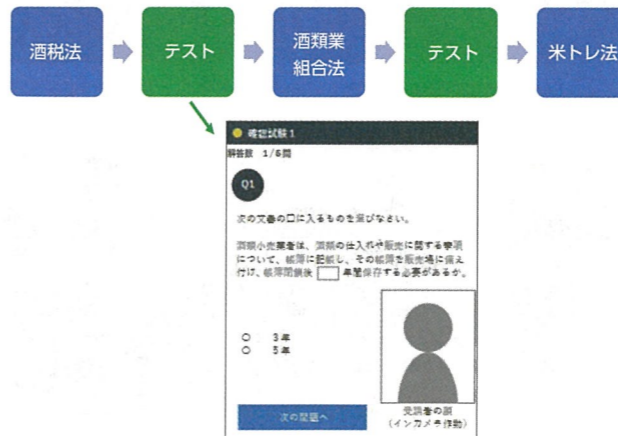
受講開始時及び動画視聴中は、パソコン等のカメラが作動し、一定時間離席した場合は動画が停止します。また、居眠り等著しく受講態度が不良であると判断した場合は、動画視聴、確認テストを終えていたとしても「受講完了」とはみなされません。

また、確認テストは、一定の正解率で合格となり、不正解が多かった場合には動画を見直すなどし、合格するまで確認テストを繰り返す必要があります。(図2)

図1 受講申込～受講証発行の流れ(予定)

	受講者	備考
①	受講申込 HP上から、氏名、生年月日を入力→画面上にQRコードが表示→スマホで読み込み→身分証による本人情報の登録を行う→確認が取れた場合、申込画面が表示される	eKYC(電子本人認証) 2018年11月に金融庁が公表した「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」に含まれる「オンラインで完結する自然人の本人特定事項の確認方法の追加」の方法による
②	受講料入金	
③	テキスト送付	10営業日以内(予定)にテキストを発送
④	マイページへログイン 入金後送信されるメールからログイン	
⑤	受講 動画の視聴と確認テスト	受講開始時の顔認証を実施(なりすまし防止) / 受講中はインカメラが作動(受講態度の確認) / 動画と確認テストは交互に進行し、確認テストに合格しない場合は、再度確認テストを受講する必要がある(習熟度の確認)
⑥	質問(任意) 質問があれば、フォームにて質問可能	中央会(質問によっては連合会、地区組合)が回答
⑦	受講証発行 マイページよりダウンロード	受講証をダウンロード

図2 動画と確認テストのイメージ(予定)



問題や選択肢は、ランダムに表示される。

## コラム 潮流

酒類販売管理研修制度は、平成15年にはじまり、全国の連合会、地区組合においても、〈酒類の適正な販売管理の確保のため〉の組合の重要な役割、使命の一つとして研修の定期開催を行ってきました。その長年の取り組み、絶え間ない努力が、後の法改正に繋がったものと思います。

組合員数(・組合数)は、平成8年をピークに減少しており、今後、今日のような安定的な研修開催が出来なくなる恐れがあること、離島や遠隔地等、環境要因により定期受講が困難な者の受け皿になると同時に、ハード面の整備により「義務化、された研修制度の実効性の確保に寄与することを目指します。また、どのような組織・団体も時代の変化への対応は必要です。議員立法により研修の義務化を実現した小売酒販組合、そして、酒類小売業の業界団体としての前向きな対応として、オンライン研修を実施することが役員会で決議されました。

# 『お中元ギフト』『こだわりの北海道頒布会』 のご案内は5月中旬頃を予定しています！

4月上旬は、お花見や入学・入社のお祝いシーズンの商戦中ですが、そろそろ次に向けて、お中元商戦の検討等を始めていく時期となりました。

全酒協では、今年も厳選された数々の商品、コーヒー飲料セット、フルーツジュースセット、オイルセット等を取り揃えた恒例の『中元ギフト』、また、毎回、大変好評を得ています北海道産のメロン、とうきび、ジャガイモ等の『こだわりの北海道頒布会』を実施します。

商品カタログ等については、5月中旬頃に所属の協同組合へまとめて送付する手筈になっておりますので、組合に届きましたら組合員への配布、また、組合員の皆様には、カタログがお手元に届きましたら、是非、お客様にお勧め願います。

※お問合せは当会商品担当まで  
(電話03-3714-0174 FAX03-3710-5350)



(お中元ギフト)  
夏に喜ばれる  
ジュースセット



(お中元ギフト)  
料理好きな方へ  
オイルセット



(こだわりの)  
北海道頒布会  
北海道の美味しいメロン

## TOKYO快適ステイ『酒販会館 恵比寿寮』のお知らせ

福利厚生施設として、組合員様やご家族・関係者等の皆様楽しんでご利用いただけますよう、スタッフ一同心掛けております。女性の利用者には充実したアメニティ(クレンジング、洗顔、化粧水、クリーム)を備え、東京への観光やお仕事の際には『酒販会館 恵比寿寮』のご利用をお待ちしておりますので、皆様のご友人・知人等にお伝え願えれば幸いです。恵比寿という場所は鉄道を利用して各方面に行くのにアクセスが良く、大変便利なところです。また、駐車場(事前予約要)を備えておりますので、車・バス等で来られても安心してご利用出来ます。

お問合せはフロント(電話03-5721-3301 FAX03-5721-3304)

客室タイプ	ご利用人数	令和6年4月1日から (宿泊料のみ・消費税10%込み)
シングルルーム	1名	¥6,000
ツインルーム	2名	¥11,000
ツイン(シングルユース)	1名	¥11,000
ダブルルーム	2名	¥11,000
ダブル(シングルユース)	1名	¥11,000
ダブル+ハイダーベット	3名	¥13,200

※食事料金(夕食・1,210円【土曜日無し】、朝食・605円)



# 災害に備えあれば憂いなし

年間掛金  
1口あたり**2000**円  
(最高40口まで掛けられます)  
[生活財産のみの場合は20口まで]



▲ 火災により焼けた建物



▲ 豪雨により浸水した店内



▲ 台風で飛ばされた屋根



▲ 雪の重みでつぶれた屋根

### 火災共済

#### 火災等



火災

最高保障額  
**4400**万円<sup>※1</sup>  
(40口加入の場合)



破裂・爆発

#### 風水害等



豪雨・暴風雨



高潮・高波



台風・突風



降雪・降ひょう



落雷

### 生命共済



最高保障額  
**100**万円  
(40口加入の場合)



共済契約者の普通死亡 最高保障額12万円  
共済契約者とその配偶者・子供の火災・交通事故死亡 最高保障額100万円  
共済契約者とその配偶者・子供の火災・交通事故入院<sup>※4</sup> 最高保障額12万円

もし風水害の保障を手厚くしたい方は

### 地震災害見舞金

最高支給額  
**10**万円  
(20口以上加入の場合)



地震・津波

### 車両飛込見舞金

最高支給額  
**8**万円  
(40口加入の場合)



車両飛込み

年間掛金  
**1口500円**

### 風水害特約共済

酒販共済と同口数での加入となります

最高保障額  
**1000**万円(40口加入の場合)

風水害など



※1. 火災等は、焼失割合等によって共済金をお支払いします。表示額には、臨時費用10%が含まれています。  
※2. 風水害等(特約を含む)は、損壊の割合に応じて共済金をお支払いします。  
※3. 建物に付属している従物(庇・樋・ベランダ等)のみの損壊は1口あたり1万円、  
落雷による家電・電気製品のみ損壊は1口あたり6千円を限度として共済金をお支払いします。  
※4. 火災・交通事故入院見舞金は、5日以上継続した入院に対してお支払いします。

**保障期間** : 2024年4月1日から1年間 **お申込み・お問合せ** : 所属の組合または、全国酒販生活協同組合  
(掛金が割引される中途加入も随時受付けております) **☎ 03-3714-0175** まで

組合員の皆様へ 氏名や住所に変更が生じた場合は、至急、所属の組合または全国酒販生活協同組合までご連絡ください。

～ **がん保険** **医療保険** のアフラックから ～

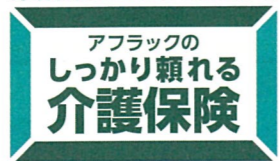
中高年層の方へおすすめです!

♥ 介護者への思いやり ♥

● 要介護認定を受けた方の約9割が75歳以上

厚生労働省「令和3年度 介護保険事業状況報告(年報)」をもとに当社作成

介護状態に合わせて保障する



● 主な介護者の割合 ▶ 家族、親族が約6割  
厚生労働省「令和4年 国民生活基礎調査」をもとに当社作成

● 介護にかかる期間 ▶ 平均5年1ヵ月  
(公財)生命保険文化センター「令和3年度 生命保険に関する全国実態調査」をもとに当社作成

介護の基本となる公的介護保険の介護サービス利用に必要な自己負担費用に備えられます。

● 公的介護保険制度に連動し、要介護度に応じて給付金をお支払いします。

● 要介護1以上またはアフラック所定の要介護状態に該当した場合に、以後の保険料の払込みが免除されます。

若中年層の方へおすすめです!

未来の自分が決める保険



ご契約時から万一の時の死亡保障を一生涯にわたり準備できます。

将来のニーズに合わせて必要な保障を選択いただけます

- ① 年金として受け取る
- ② 介護年金を受け取る  
(公的介護保険の認定を受けた場合)
- ③ 一生涯の医療保障に変更
- ④ 死亡保障を継続  
(解約した場合は解約払戻金を受け取れます)

※コース変更後の保障内容・金額などは、コース変更時の特約条項・基礎率などに基づいて決まるため、今後変更となる場合があります。

WAYSは万一の死亡時はもちろん、将来のための資金としてもご利用いただけます。

※解約払戻金を受け取った場合、保障はなくなります。

— 商品の詳細は「契約概要」等をご確認ください —

資料のご請求はお気軽に ☎ **0120-4888-42** AM9:00~PM4:00 (月~金)

資料請求いただいたお客様の個人情報の当代理店における利用目的は、アフラックの各種商品やサービスの案内・提供・維持管理となります。

《アフラックの保険についてはこちらをご確認ください》▶▶▶ <https://webby.aflac.co.jp/kawaguchi/>

お問合せ先 **全国酒販生活協同組合担当 募集代理店 株式会社 川口**

〒153-0061 東京都目黒区中目黒2-1-27 全国酒販生活協同組合内  
TEL: 03-3714-0292 FAX: 03-3710-8230 E-mail kawaguchi555@ak.wakwak.com

引受保険会社 **Aflac アフラック** 東京総合支社  
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル TEL: 03-3344-1580  
アフラックホームページアドレス <https://www.aflac.co.jp/>

厚労省  
“不適切な飲酒を減らす”  
ガイドライン公表

厚生労働省は、2月19日、飲酒に伴うリスクに関する知識の普及の推進を図るため、それぞれの状況に応じた適切な飲酒量・飲酒行動の判断に資する「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン(以下、ガイドライン)」を公表しました。

今後は、ガイドラインの内容を簡潔にまとめたリーフレットにて、広く一般に周知・広報される予定です。

本ガイドラインは、令和3年3月に閣議決定された「第2期アルコール健康障害対策推進基本計画」において作成することとされ、取り纏めに際しては、アルコール健康障害対策関係者会議の委員である中央会柴田副会長、ビール酒造組合岸野専務理事が出席し、業界の意見を反映するため、積極的に発言を行いました。また、酒類業中央団体連絡協議会(以下、酒中連)でもワーキンググループを設置し、小売を代表して中央会吉田会長が参加しました。

飲酒による疾病発症・行動面のリスクを示す

ガイドラインでは、飲酒による身体への影響は、年齢や性別、体質による違いがあること/疾病発症リスクとして、脳卒中や大腸がん(男)は週150gでリスク増。高血圧(男女)、胃がん(男) 食道がん(男)、脳

卒中(女)は0g以上、つまり、少しでも飲酒をするとリスクが上がる。行動面のリスクとして飲酒による怪我や他人とのトラブル、紛失物の発生の可能性があること等を挙げ、考慮すべき飲酒量(純アルコール量)や配慮のある飲酒の仕方(飲酒の合間に水を飲む等)、避けるべき飲酒(短時間での多量飲酒等)の具体例を挙げています。

酒中連・中央会としてパブコメ提出

昨年から検討会議の議事、公表されたガイドライン案を受け、昨年12月酒中連では、緊急会合を招集し、ガイドラインの作成においては既に浸透している「節度ある適度な飲酒」の考え方を示すことが重要であること、疾病の発症には飲酒以外の様々な要因があり、飲酒行動のみが疾病リスクとなると捉えられるような表現は避けるべきと

みんなに知ってほしい  
飲酒のこと

飲酒は健康だけでなく、様々な影響をおよぼします。一人ひとりがアルコールのリスクを理解し、どのような影響があるか、自分にあった飲酒量を決め、健康に配慮した飲酒を心がけましょう。

お酒の影響を受けやすい3つの要因とは

- 1. 高齢者や若者は(健康)影響を受けやすい!
- 2. 女性は影響を受けやすい!
- 3. アルコール分解は個人によって異なる!

お酒の飲み過ぎによる影響

- 1. 長期・大量に飲酒することによる「発症」
- 2. 飲酒後にトラブルが発生「行動面」

飲酒子エックツール SNAPPY PANDA

あなたの行動をチェック!

- 以下のような飲酒や飲酒後の行動は避けましょう
- お酒の行き先を見直してみよう

の意見のほか、ガイドライン冒頭の「1. 趣旨」にアルコール健康障害対策基本法に明記されている「酒類は、その伝統と文化が国民の生活に深く浸透している」という文言を入れるべきである旨等の意見が出され、酒中連としてパブリックコメントを提出したほか、中央会としても単独で意見提出を行いました。

ガイドラインの公表に先立ち厚労省からは、寄せられた234件のパブコメを踏まえ、いくつかの修正・削除等を行ったこと、酒中連並びに中央会の意見を踏まえ、ガイドライン冒頭には、酒類の文化、伝統性についての文言に修正する旨の説明がありました。

また、疾病リスクと飲酒量については一部の修正に留まる形での公表となりました。

ガイドライン公表を受けての酒類業界の対応

ガイドラインの公表を受け、酒中連(酒類業界)として、これまでと同様に、「不適切な飲酒の低減と健康に配慮した適切な飲酒行動のための啓発活動に努めていくこと」「商品への純アルコール量の表示について、RTD商品などの飲み切りタイプへの、純アルコール量の表示方法等を検討していく必要があること」が確認されました。

ガイドライン全文並びに周知・広報用リーフレット(確定版)は、以下の厚労省HPをご覧ください。  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000176279.html>

厚労省 ガイドライン周知・広報用リーフレット(案) ※確定版ではないため、内容に変更が生じる可能性があります。

